平成27年 2015 1 月 5 日 (月曜日) 第 7 1 7 2 号

新年特集号

亲左牛隻長

『原子力損害賠償制度の成果と課題』

客員研究員 遠藤典子東京大学政策ビジョン研究センター

- ▼ 原子力損害賠償制度の二層化の必然
- ▼ 事後的有限責任制度の導入
- ▼ 損害賠償の持続可能性に懐疑
- ▼ 社会的ハードルの高い有限責任制

電力システム改革と損害賠償制度

原子力損害賠償制度の二層化の必然

支援機 を構築することが必要だったのである。 償措置額を超えた場合、国家はその必要性を認めた場合に、 が意味するところを明確に定義し、 賠法第 害 額分を 3か月後 であ 7 に委ねられ 子力損害賠償制度を担う主体となる認可法人「原子力 差額分 容も具体的 構法 だが る。 る 支援機 16条に規定されている。多くの原子力発電導入先 「援助」することを国会を通じて決定することが ょ ては、 のに対 す 子)を国会 る法 6 月 \mathcal{O} 0 府は て、 構 損 てお 補填を国家の「補償」という法律上の義務 律 な規定はなく曖昧で、 害 14日、原子力損害賠償支援機構法(以下、 原子力事業者に無限責任を課す一方で、 [賠償 0 に提出、立法化し、9月12日には新し 被害者に対する損害賠償総額が損害賠 東京電力福島第一原子力事故 (以下、支援機構)を設立した。 以下 原賠法における「援助」 は 原子力事業者と国家 原賠法)によって規定され 961 新法によ 実践 制定された原子力損 的 細目は政府 って、 な 損害 \mathcal{O} 責任 は、 1賠償 援 の発生か 助規定 分担が の自主 決定基 制

支援機構法にお 資金援助を行うことと規定された。 日、原発事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定) 害者に対し から資金援助を受け 交付国債による資金交付を行 7 て、 迅速か 支援 機構の最大の業務は つ適切な賠償を行う」(13 被害者に対する損害賠 その支援機構に 1、東京 東京電力 年

を行う。 二層化 従来 としたのだっ することで、 9 法 金援 ま た。 り、 12 支援機 助を行う 政府 前 構 記 が支援機構 の曖 法を加え لح 味さ いうスキ て原 を介 \mathcal{O} 問 子力 題 12 7 である。 損害賠償制度を 東京電力に 対処する解決策

は実質国 火力発電 大力発電 先株式 に提出 導することで東京電力を積年 質国有化を主導 東京電力は支援機構と共に資金援助を得るために提出が義 た。支援機構に対して11年度中に5兆円の交付国債を交付、 付け 支援機構法 東京電力は損害賠償 られ 1兆円 の炊き増 化 ょ 年11月時点にはすでに、 7 12年5月に政府 を決断 いって、 いる「総合特別事業計画」を策定、 の成立を受け、政府はその運用、 した を買 しによるコスト \bigcirc 債務超過 は経済 のため 12 年6月 の認可を受けた。 産業省 議決権 \mathcal{O} の懸念が高ま の政府による資 題 支援機構は 上昇およ である であ 全原子力 過半数を握 ŋ 電 0 東 事故 力 \mathcal{O} 金援助を得 7 経営改革を主 停 京 自 実践に入 止と代 った。 電 た。 による損 支援機構 由 力の 政 府 実 優 替 0

▼ 事後的有限責任制度の導入

先行

モデ

ルとする意

义

あ

った。

11 円 一程度に を含む損 革 に が 踏 み出 膨 害賠 5 下 した東京で 4 河 別事業 か 償 辺 費 ね 彦会長 用 計 が 電力と支援機 1 لح 画 当 が 11 (当時 *承認 う新た 初 想定 され な危機 構 \mathcal{O} 東京電 2 が 7 倍 直 か 規模 面 5 で した 力 あ 経営陣 である 年後 0 た。 0 は 12 10 除 年 兆

を 投 み」を求めた。 入すること、 円 中間貯蔵施設 交付国債枠が5 1月に政府 に上る可能性を示し、 被 害者への損害賠償費用と除染費用 \mathcal{O} また支援機構 認 計画分2.兆円に充当することなどがた支援機構が保有する東京電力株のの建設費約1.兆円に電源開発促進税 兆円から9兆円に拡大されると同 可を受けた 政府 「新総合特別事業計画」 による 「新たな支援 の合計だ

売

められた。

却益を除染費用の計画

上の有限責任 支払いを含支援機構 原子力事業者が出力規 \mathcal{O} じ 力損害賠償 済義務を課さな 接的支援に徹すると 事業収益などを踏 て受け取 支援機構 いを全うし、 損害賠償およ に納め、 責任 制 スキ った 新総合特 度 を事 玉 \mathcal{O} 1 支援 から 玉 L 玉 究 まえ 後 別 は資金援助 \mathcal{O} いう姿勢が貫 除染関 実質 機 模 事業計画 で 制 限す 言及 担を 連費 国庫 は 用 般負担 一金を、 京 たが 初 う 認 は 8 0 力 で 8 7 11 \mathcal{O} することにな る 一金を、 が支援 た。 東京 東京 あ 制 ては 度的 東京電力に る 著書 電 電 東京電力 である。 るら、事実 にはそれ 事『原子 ⁽京電力が それぞれ 力を含む 力が毎 くまで 機構 年 汳 間 涌

損 害賠 償 の持続 可能 性 1= 懐疑

制

 \mathcal{O}

と言える。

た 13 東 年 京 末電 に力 はの 約 4.9 要賠償 約 円 額 だは 0 た新 が、合特14 年 別 事業計 12 画 は が策定され 約 5.4 兆

ることか て 3 いる。これ 月時点 とえば 10 年 5, X 4 がは 域 約 居 木 住 世 に 故 過 6.4 北円にが 制 前 帯 区 当た 0 限区 \mathcal{O} 司 て格 増加 り合計 域 差があ 域 する見 の世帯 償 額 は約 る 億 は 込みであ 2 均 年 今後も 収 0 賠 5 償 7 \mathcal{O} 0 0 15 膨 賠 合 0 る。 償 万 意 5 0 30 円 額 万 額 可 増 でに 額 な あ 相 つ 14

要望する声も上が

9

て

いる。

三年三月十 のこのでいる。 大用にの 子力発電所 \mathcal{O} お汚 W を東京電力に求 中 いて、 間 可能性を否定できない 11 貯蔵を含め . る。 \mathcal{O} 国や地に 対処に関する特別措置法(以下、除:の事故により放出された放射性物質 日 11 12 年8 地方公共団体が除染作業を先行 償することが決ま 発生した東北地方太平洋沖 た除染費用 月成立、 12年1月施行の 13 0 年末時点 ており、 地 ` 震 Ļ 染特措法 さらなる による環境 \neg に伴 平成 3.6 その 兆 - う原 費

を強 原 子 る 最 力損害賠 害者 大 炉資 する体 る 課題は、 金 \mathcal{O} 迅 償 \mathcal{O} 制 を構 き 速 確 償 • 保 な 廃炉等支援機構に改称し 廃炉費用である。 事故後 につ 築 目 損害賠償 したが いて、 だが、柏崎刈羽 <u>\</u> の緊急 たな 支払 緊急レジームとしては有効で支払いを可能にした支援機構での目処は立っていない。、5兆円とも10兆円とも言わ には には見直 1 疑 ことも手伝 支援機 1 原子力 があると言わざる 構 は 廃 って、 炉 (計821· 14 技術支援 · 8 月

素

地

が

ったとも言えるだろう。

にお

て、

知見のある米国企業

 \mathcal{O}

技

術協

力

を得

を事故発生国に集中する条項があり、

国とな 機構法 力 だ開始され 大臣 て再検討 なみに、 の見直 会議 · 6 月 に伴 物質など ゼ S は n が 以 7 2 発効要件は満たされた。 することが 11 チン、 降、 し条項 日本の 招 原 14 賠法 \mathcal{O} な 集されたも 年 を目処に、 加盟もその 運 原子力損害 11 七口 \mathcal{O} 搬に関する細目に限られており、 加盟によって、 月 論点には踏み込んで 原子力損害の補完的な補 明記され 20 ツコ、 日に 玉 ては のの、本格的な見直 と事業者 成立した原賠法の改正案は、 つの契機とな 償制度の見直 1 いる。 年を目処に、 CSCには マニア CSC締結国は \mathcal{O} 負 いない り得たが 担 U A 0 裁 あ 償に関 支援機構 し議論は未 判管轄権 Е 関 り方 する 支援 6 メ する

S

0

社会的 11 Ľ ル の高 1) 有限責任

された。 定時に民法学者を中心に有限責任制への支持 の事故後にはその必要性が原子力事業者を中心 「有限責任制」が敷かれている。日本でも961 \mathcal{O} 子力先進導入国 \mathcal{O} 原子力事業者の \mathcal{O} T メリカ 責任範囲が予め定められ やフラン スに があ 年 お の原賠 に 強 り 7 認 今 法 いる 制 口

が っており、 がら原子力発電 有限責任制 へ切り替える抜本的な法改正は、 に対する社会的 ハ K は

カン

福島第

原

子力

るた廃

含めた措置 な資金とし するのではなく、 として行う除 の検討が必要であろう。 7 染費用 3. 国から提供されるよう、 復興全般 具体 う。 れるよう、除染特措法の改正に充てることのできる使途自 の実質負 原子力 事業者に 地 担 方 を 別 自治 後 12 が 画 求 主体 由 償 を

④規制 担する税金である。 クホルダーが存在し、 (受益者負担)、 ある原子力事業者、 の分配 突き詰めれば、 原子力事業者には ・振興を司る に 9 て、 ③ 前 記 過酷 再度検 玉 ② 前 記 日本 事故 本の原子力損害賠償国による公的資金の 債権者、株主、 ① 以 \mathcal{O} のいずれかの負担の八以外の原子力事業者 討 1 の賠償資金 すべき時 から供給を受ける電 賠償資金は、①事故 の負担 従業員と 期を 迎え 制 財源 \mathcal{O} 制度は、この負 N源は国民が負 といったステー (相互扶助 5 利用者 原 因者 で

* 電力システム改革と損害賠償制度

負担金 さ れ 16 原子力損害賠償制度に大きな影響をもたらす。ている発送電分離といった一連の電力システ年に始まる電力小売りの全面自由化、18~20年 である。 始まる電力小売 原子力事業者が支援機構に毎年度支払う一般害賠償制度に大きな影響をもたらす。その最 テム改革

0 力 の 損 を 今 東京 8億円、13年度には1月害賠償に実質的に到行回の事故の前に遡らに電力以外の原子力車 参加しておりつて納付する 事業者も 0 億 に度 理 に 屈 12 対 じは で す 東京保 て合計 1

·安全規 由 度 況 計 であ す が 業者は る。 決定する仕組み 定ま る。さらに毎年度、 り自 わな 強 そもそも相 0 由 いと に ょ な 2 て 0 互 であ 支援 本的 助制 が n 進 度 予 構 8 題もある は 見 競 可 運 堂委員 争 能 を前 性 基 存 廃 転 が 当 度 さ 嫁 た 会 低 提 極 きる 減 8 に ŋ 低 策 た 0 負

ば 向 0 や発電所 さら 乗 す 安 ス \mathcal{O} 負担 全 安全性 きであ 一性を高 あ が て る 高 金 など 幅 に める 原子 広 ると考え く電 気 る 利 セ 用 原 者 カン 事 6 業者 自 口 を 由 収 上 す \mathcal{O} 後 利 乗 る ガ t 用 せ 指 託送 する す な 標 3 に n

力 ステ 残さ A 改革と整合性 た時間も 決 \mathcal{O} て長く ある原子 は な 力 損害賠償 制 度 \mathcal{O}

(おわり)

14 子力損害賠償制度の ル 13 (エネル 年よ ギ 回大佛次郎論壇賞受賞。 遠藤典子 調査 り東京大学政策ビジ 一会電力ガ · 科学)。 京都大学大学院エネルギ 研究 経済誌副編集長などの ス事業分科会原子力小委員会などの委員。 福島原発事故からの考察』 彐 研究セン タ 科学研究科博士課程修了。 一客員研究員。 ジ ヤーナリス (岩波書店) ト活動を経 総合資源 著書『原 で、 エネ 博 て、